

# 共済だより

2016

11・12月号

No.294



やまぐち幕末ISHIN祭 竹割箸

## contents

任期満了に伴う  
組合会議員の改選が行われます ..... 2-3

### 年金特集

平成27年10月から始まった  
新制度について ..... 4-8

整骨院・接骨院での  
組合員証等の使用は適正に ..... 9

休業したときの給付について ..... 10

貯金事業のご案内 ..... 12

貸付事業のお知らせ ..... 13



美東ごぼうのパンケーキ メープルソース ランチバイキング

P16-17

お維新ちや

やまぐち in 防長苑

番外編

ホームページもご覧ください

<http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>

この「共済だより」は再生紙を使用しています

家庭に持ち帰り、ご家族でご覧ください

# 任期満了に伴う 組合会議員の改選が行われます

共済組合の事業は、組合員の皆さんから選ばれた議員によって構成される「組合会」において、重要事項が審議・決定され、運営されます。

この組合会議員の任期は2年で、現在の議員は、来る11月30日をもって任期満了となります。よって、これに伴う次期組合会議員の選挙が行われますが、市町村長組合員により長側組合会議員を、市町村長以外の組合員において職員側組合会議員を選出します。

職員側組合会議員の選挙方法は、組合員各人が直接選挙を行うことが困難なため、代議員を選出し、代議員の互選により議員を選出する、いわゆる間接選挙となっています。

また、選挙は市町村長及び代議員の投票により行っていますが、市町村長及び代議員の過半数の者に異議がない場合は、それぞれ指名推せんの方法でもよいことになっています。

なお、次期職員側組合会議員の選挙は、11月18日(金)に山口市の防長苑で行われます。

組合会の役割、組合会の構成、組合会議員の選出方法等は、次のようになっています。

## 共済組合の機関について

全国市町村職員共済組合連合会

山口県市町村職員共済組合

### 組合会(議決機関・議員定数20人)

組合会は、以下の重要事項を審議、議決する。

- ◆ 定款の変更、運営規則の作成及び変更
- ◆ 事業計画及び予算、決算
- ◆ 重要な財産の処分及び重要な債務の負担
- ◆ その他重要事項

### 調査研究

- ◆ 総務委員会
- ◆ 福祉事業運営委員会
- ◆ 宿泊施設運営委員会  
(組合会議員が委員となる。)

### 理事協議会…理事長・理事(執行機関)

理事長及び理事の職務

- ◆ 理事長は、共済組合を代表し、その業務を執行する。
- ◆ 理事は、理事長を補佐して共済組合の業務を執行する。

### 補助機関

共済組合事務局

### 監事(監査機関)

監事の職務

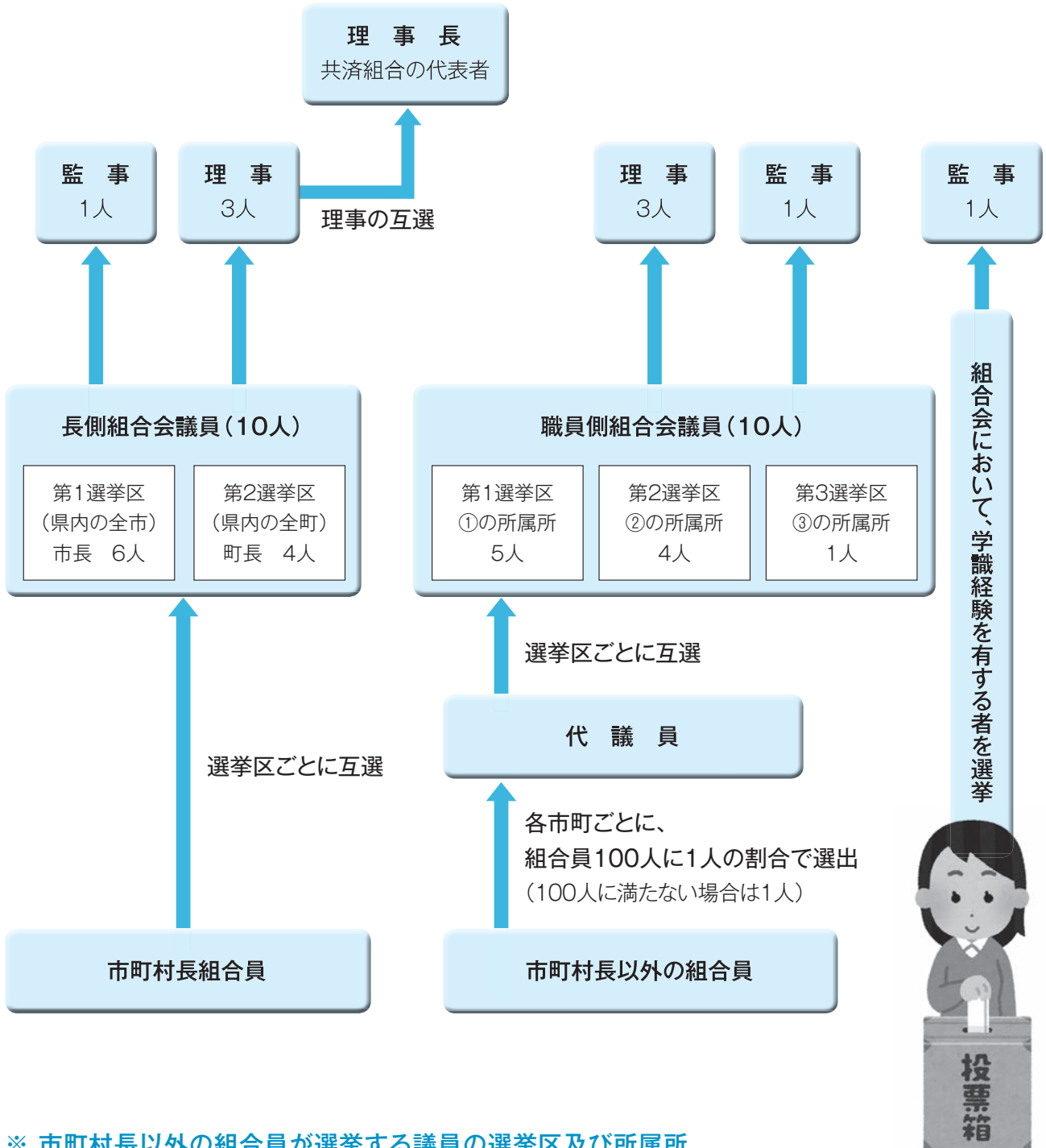
- ◆ 監事は、共済組合の業務を監査する。



## 選挙日

- |              |            |           |      |
|--------------|------------|-----------|------|
| (1) 長側組合会議員  | (第1選挙区：市長) | 11月24日(木) | 自治会館 |
| (2) 長側組合会議員  | (第2選挙区：町長) | 11月 9日(水) | 自治会館 |
| (3) 職員側組合会議員 | (第1～第3選挙区) | 11月18日(金) | 防長苑  |

## 組合会議員選挙の概要



### ※ 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区及び所属所

第1選挙区 ①	岩国市、柳井市、光市、下松市、防府市、山口市、周南市 上記各市の区域内に事務所を置く一部事務組合及び共済組合
第2選挙区 ②	宇部市、萩市、長門市、美祢市、下関市、山陽小野田市 上記各市の区域内に事務所を置く一部事務組合及び地方独立行政法人
第3選挙区 ③	大島郡、玖珂郡、熊毛郡、阿武郡の区域内の町 上記各郡の区域内に事務所を置く一部事務組合

# 被用者年金制度一元化から一年・・・ 平成27年10月から始まった新制度について

被用者年金制度一元化(以降「一元化」という。)がスタートして一年が経過しました。これまで、共済だより等で新しく始まった制度等についてご紹介してきました。「何が変わったのかよくわからないし、実感もないなあ・・・。」と思われる方もいるでしょうし、「掛金の負担額が変わった!」「養育特例申請したよ。」と身近に感じられている方もいると思います。

今回は、一元化により私たちの制度がどのように変わったのか、また、新しい制度がどのようなものを再度ご紹介していきたいと思います。

なお、本文中に過去に掲載しました内容について、「号・ページ」を掲載しておりますので、詳しい内容はそちらをご確認ください。過去の共済だよりを紛失されている場合は、[山口県市町村職員共済組合ホームページ](#)から共済だよりのバックナンバーを見ることができますので、そちらもご活用ください。

## 一元化による公的年金制度体系の変化

2016年5・6月号P2

一元化前は、民間企業に勤めている方は厚生年金に加入し、公務員や私立学校の教職員は共済年金に加入していました。平成27年10月からは、公務員等も厚生年金に加入することになり、これにより、2階部分の年金は厚生年金に統一されることになりました。なお、2階部分の給付設計は、厚生年金も共済年金も同じです。

	自営業者など	会社員 (民間サラリーマン)	公務員等	
一元化前		厚生年金基金・企業年金等	共済年金 (職域部分)	3階部分
	国民年金基金等	厚生年金	共済年金	2階部分
	国民年金	国民年金	国民年金	1階部分 (基礎年金)
↓				
一元化後		厚生年金基金・企業年金等	退職等年金給付*	3階部分
	国民年金基金等	厚生年金	厚生年金	2階部分
	国民年金	国民年金	国民年金	1階部分 (基礎年金)

※退職等年金給付(年金払い退職給付)・・・一元化前の職域部分は廃止され、新たな給付制度が創設されました。

### 【気になるQ&A】

**Q** 一元化前から公務員として働いています。職域部分は廃止されたかとありますが、入社時から一元化までの間の職域部分は、将来老齢厚生年金を請求してもらえないのですか？

**A** 受給できます。職域部分は制度としては廃止となりましたが、年金の算定においては、入社時から平成27年9月までの期間については経過的職域加算額として算定し、平成27年10月以降は退職等年金給付として算定します。

## ワンストップサービス開始

一元化に伴い、平成27年10月から共済組合や年金事務所などの実施機関で年金相談や請求手続きがまとめて行えるワンストップサービスが始まりました。

一元化前までは、複数の被用者年金(共済年金や民間企業の厚生年金など)の加入記録がある方は、それぞれの実施機関へ手続きをする必要がありましたが、一元化以降に年金を受給する権利が発生する方は、1カ所の実施機関へ手続きをすれば、全ての実施機関へ手続きを行ったことになります。このことをワンストップサービスと言います。なお、手続きの種類によっては対象とならないものもあります。

### ▶ワンストップサービスの対象

平成27年10月1日以降に年金を受給する権利が発生する方の

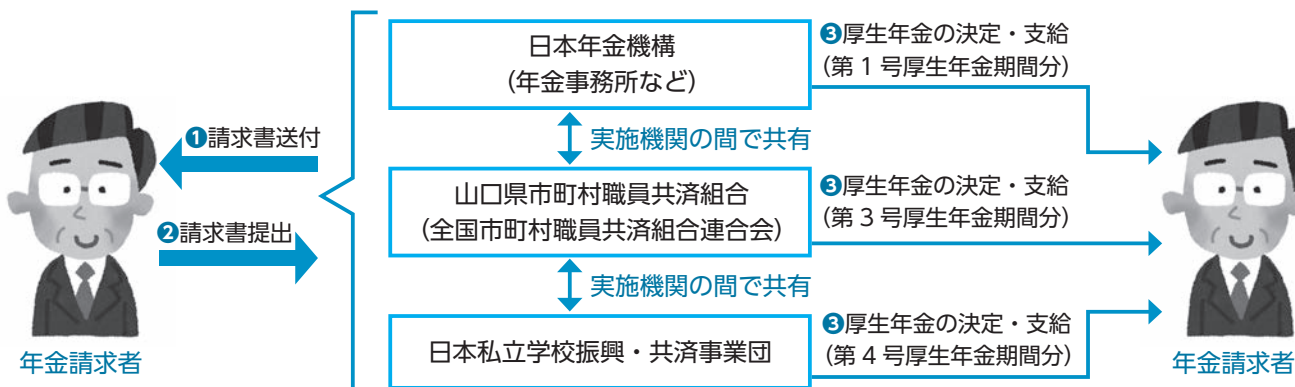
- 老齢厚生年金の請求
- 厚生年金の相談(受給者記録・被保険者記録に関する照会、年金の受給資格の有無に関する照会)
- 厚生年金に関する届出など(氏名変更届、住所変更届、遺族給付に関する届出など)

### ▶ワンストップサービスの対象外

- 昭和42年4月1日以前生まれの特定消防組合員の特例に該当する方の老齢厚生年金の請求
- 民間企業で働いた期間のある昭和41年4月1日以前生まれの女性の特例に該当する方の老齢厚生年金の請求(公務員期間の老齢厚生年金と支給開始年齢が異なるため)
- 平成27年9月30日までに年金を受給する権利が発生した年金の請求
- 障害厚生年金の請求(初診日に加入していた実施機関に請求)

## ワンストップサービスの流れ

- ① 請求書は、年金を受給する権利が発生する月の約3カ月前に、厚生年金被保険者期間のうち、最終加入記録を有する実施機関からご自宅に送付されます。
- ② 請求書類を整え、共済組合または最寄りの年金事務所などに提出します。  
※提出先をご自身で選択できます。共済組合から送付された請求書をお住まいの地区の年金事務所に提出するといったことが可能になります。
- ③ 加入記録を有する各実施機関で、それぞれの加入記録に基づいて老齢厚生年金が決定・支給されます。



- 年金請求書は、各実施機関で共通した請求書となります。
- 各実施機関から年金証書が送付されます。
- 各実施機関から年金が送金されます。

## 標準報酬制の導入

2015年9・10月号P3～5、2016年3月号P14、5・6月号P5

一元化前は、組合員が支払う掛金や事業主が負担する負担金、給付額の算定基礎は、給料を基準に算定する「手当率制」でした。しかし、一元化後は、厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行しました。一体どのように変わって、どのような影響があるのでしょうか？

### 一元化前 手当率制

..... 月額 給料×手当率1.25(特別職は1)  
ボーナス 期末手当等の合計額(1000円未満切り捨て)

### 一元化後 標準報酬制

..... 月額 基本給+諸手当を標準報酬等級表に当てはめた額  
ボーナス 期末手当等の合計額(1000円未満切り捨て)

### ▶ 標準報酬とは

標準報酬とは、共済組合の短期、介護、長期の掛金等、及び傷病手当金などの短期給付、老齢厚生年金などの長期給付の算定基礎となるものであり、組合員の受ける報酬月額(基本給+諸手当)に基づいて決められます。



### ▶ 報酬の範囲について

「標準報酬月額」の算定基礎となる報酬の範囲は、原則として組合員が自己の労務の対償として受ける基本給や諸手当等の全てです。報酬は、その性質に応じて「固定的給与」と「非固定的給与」とに区分され、標準報酬月額の決定・改定の基礎となります。



### ▶ 平成27年10月以降の標準報酬月額の決定

#### • 制度開始時(平成27年10月～平成28年8月)

平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額を決定します。

⇒ 次ページで紹介する養育特例において、手当率制から標準報酬制になったことに伴い、算定基礎額が下がり、養育特例の適用を受けられる可能性がありますので、ご確認ください。

#### • 資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得した時は、その資格取得日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日から、その年の8月(6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した方については、翌年の8月)まで適用されます。

### ▶ 標準報酬決定・改定通知書、標準期末手当等決定通知書の交付について

2015年11・12月号P17、2016年3月号P9、7・8月号P22、9・10月号P7

標準報酬月額の定時決定や改定が行われたり、期末手当等の支給があったりした場合は、共済組合から通知書により額の通知を行っています。



## 養育特例制度について

2015年11・12月号P8～9、2016年3月号P10～11、7・8月号P14

養育特例とは、3歳未満の子を養育している組合員について、養育開始後の標準報酬月額が養育開始前の標準報酬月額(以降「従前標準報酬月額」という。)を下回るとき、組合員からの申し出により、年金額の計算においては従前標準報酬月額を適用する制度です。

なお、この制度は、短時間勤務や時間外勤務の減少等で標準報酬月額が低くなったことにより、将来受け取る年金額が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付等の算定基礎となる標準報酬月額には適用されません。

### ▶対象者は？

- 3歳未満の子を養育している組合員です。ただし、単身赴任等で子と別居している場合は対象となりません。
- 男女ともに対象となります。 • 「子を被扶養者に行っている」などの要件はありません。
- 「育児短時間勤務・部分休業を取得している」などの要件もありません。

### ▶適用期間は？

**開始**…子が生まれたとき、子と養子縁組したとき、子と同居したとき、掛金免除(育休・産休)を終了したとき など

**終了**…子が3歳に到達したとき、組合員資格を喪失したとき、他の子を養育することとなったとき、子の死亡または子と別居により養育しなくなったとき、掛金免除(育休・産休)を開始したとき など

### ▶養育特例の開始に伴う申出方法は

養育特例の適用を受ける場合には、「養育期間標準報酬月額特例申出書」と添付書類を所属所の共済組合事務担当課経由で共済組合に提出してください。

なお、現に標準報酬月額が下がっていても、養育特例の申出をすることは可能です。

#### 添付書類

- ① 子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書または戸籍抄本
- ② 子を養育することとなった年月日を証する書類
- ③ 世帯全員の住民票

### ▶養育特例の終了に伴う申出方法

子の死亡、別居などにより養育しないこととなった場合は、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」を所属所の共済組合事務担当課経由で共済組合に提出してください。なお、養育している子が3歳に達した時や組合員が退職した場合は、届出書の提出は必要ありません。

## 【気になるQ&A】

Q1

養育特例の対象となる子と同居しています。一元化により手当率制から標準報酬制になったことで、従前標準報酬月額が下がった場合、申請したほうがいいですか？

A1

養育特例の適用となる可能性がありますので、申請したほうがよいと思われます。なお、適用となるか不明な場合は、共済組合年金課へお問い合わせください。

Q2

申請するのを忘れていました。今からでも申請できますか？

A2

請求日から2年間は遡及して適用を受けることができます。この制度は、平成27年10月からスタートしましたので、今から手続きをしても間に合います。

## 退職等年金給付(年金払い退職給付)について

2016年9・10月号P8～9

一元化により、これまでの共済年金の3階部分の年金であった「職域部分」が廃止されました。そして、廃止された職域部分に代わる新たな公務員制度として、平成27年10月からの加入期間については「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が支給されます。

### 旧職域部分と退職等年金給付との違い

	旧職域部分	退職等年金給付
年金の性格	公的年金である共済年金の一部(社会保障制度の一部)。 公的年金は、①国民皆年金②社会保険方式、世代間扶養という特徴があります。	退職給付の一部(民間の企業年金に相当)。 公的年金制度と異なり、世代間扶養の仕組みではありません。
財政方式	賦課方式。 現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式。	積立方式。 将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる方式。
給付設計	確定拠出型。 現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める方式。	キャッシュバランス型。 国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式。
対象となる加入期間	平成27年9月30日以前の組合員期間。	平成27年10月1日以後の組合員期間。
請求手続き	(老齢・障害・遺族)厚生年金の請求をしたことをもって、請求した取扱いとなります。	厚生年金とは別の請求書を用いて請求します。
離婚分割	分割の対象となります。	分割の対象となりません。
支給開始年齢 (障害・遺族年金を除く)	老齢厚生年金の支給開始年齢と同じ。	原則として65歳(在職中の場合は退職時)。
障害・遺族年金の給付 (公務及び通勤災害)	公務及び私傷病を含みます。 (通勤災害も対象となります。)	公務上の傷病のみ。 (通勤災害は対象外。)

### 「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

2016年4月号P9

退職等年金給付は積立方式であるため、積立額を年1回通知書によりお知らせしています。平成27年10月～平成28年3月の積立額を平成28年6月頃に所属所経由でお届けしました。なお、来年度以降は、毎年5月頃に送付する予定です。

今回は一元化により新しく始まった制度を特集として掲載しましたが、いかがだったでしょうか?「これはどうなの?」「○○について知りたい!」など、ご意見やご質問がありましたら、クロスワード等の応募の際にあわせて教えてください。

これからも、将来の生活に不可欠な年金制度について、情報を発信していきたいと思っております。



お問い合わせ先 年金課 ☎ 083-925-6550



# 整骨院・接骨院での組合員証等の使用は適正に

整骨院や接骨院で柔道整復師が行う施術には、組合員証等が使える場合と使えない場合があることをご存じでしょうか？

柔道整復師が行う施術では、「**急性の外傷性傷病に対し治癒を目的とした場合**」に限り、組合員証等を使用できます。次のことにご注意いただき、今後とも適正に受診されますようお願いいたします。

## TOPIC

来年度を目途に、柔道整復等の請求に係る内容審査の外部委託により、審査体制を強化することを検討しています！

医療費適正化に係る取組みとなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

## ★ 受診の際には、症状の原因を確認しましょう

組合員証の使用については、下表をご覧ください。負傷の原因は正しく伝えましょう。

組合員証が使える場合	組合員証が使えない場合
打撲 捻挫 挫傷(肉離れ等) 骨折・脱臼 (緊急時以外は <b>医師の同意が必要</b> )	日常生活や加齢からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良など スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)からくる痛みやこり 脳疾患後遺症等の慢性病 症状の改善が見られない長期施術 など

※同一の負傷に対して同時期に医師と柔道整復師に重複してかかることはできません(ただし、負傷の状態を確認するために医師の検査を受ける場合は除く。)

## ★ 療養費支給申請書の内容を確認しましょう

組合員証等を使用した場合は、一般的に整骨院や接骨院が用意する療養費支給申請書への組合員の署名が必要です。受診内容(傷病名、施術日数、金額など)が記載されていますので、しっかりと確認のうえ署名してください。

## ★ 医療費通知書で確認しましょう

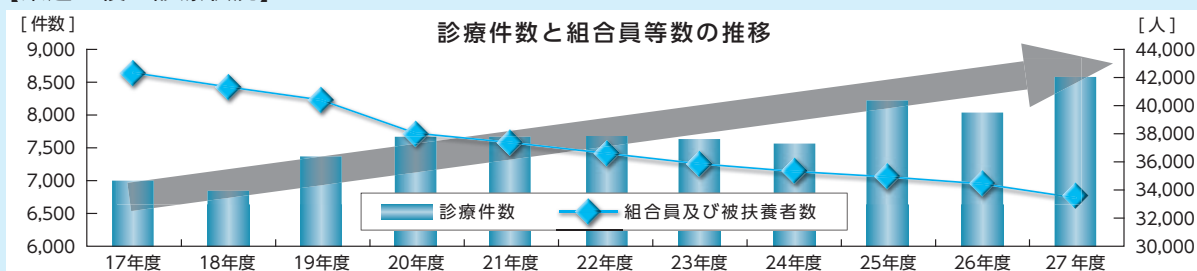
毎年2回(2月、8月)、医療費通知書を発行しています。受診された際には領収書を保管され、医療費通知書と領収書の内容を照合し、内容をご確認ください。

### ● 適正な受診を心がけましょう

組合員数及び被扶養者数は年々減少しているにもかかわらず、柔道整復の受診件数は増加傾向にあります。組合員証が使用できる場合について再度確認され、適正な受診をお願いします。

柔道整復師の施術を受けても、なかなか治らない場合は、内科的な要因が関わっている場合もあります。その場合には、医師の診察を受けましょう。

### 【柔道整復の診療状況】



お問い合わせ先 保険課 医療係 ☎ 083-925-6142

# 休業したときの給付について

組合員の皆さんが一定の理由により休業した場合、所得保障を行うため、共済組合からその理由に応じた手当金（以下「休業給付」という。）を支給しています。  
次の休業給付について、注意いただきたい点についてお知らせします。



## ● 該当となる休業給付（以下「該当給付」という。）

- 傷病手当金
- 出産手当金

## ● 注意点

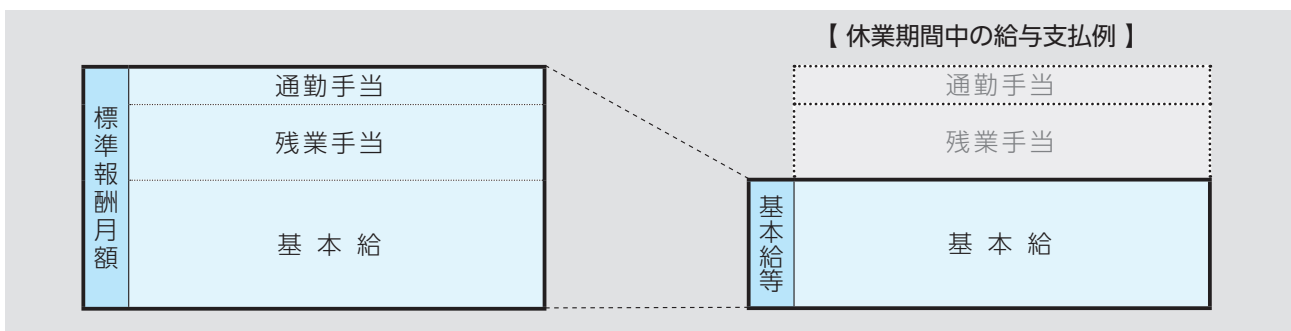
- 休業期間中に基本給の全部または一部が支給されている場合でも、該当給付が支給される場合があります。

## ● 解説

該当給付の支給については、以下の点に注意する必要があります。

- 該当給付は、標準報酬月額を基に算定されること。
- 休業期間中に基本給や扶養手当などの該当する手当（以下「基本給等」という。）が支給される場合、その基本給等との調整が行われること。

標準報酬月額は、ある特定月の基本給等を基に算定するため、休業期間中の基本給等の額が、標準報酬月額と比べて大幅に減額となる場合があります。（下図参照）

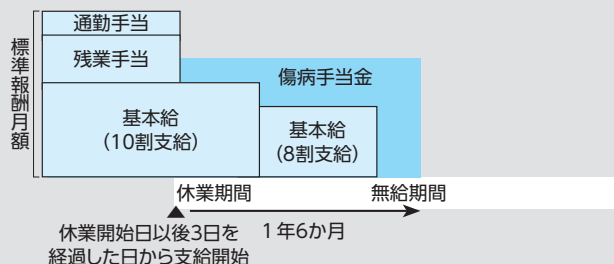


よって、休業期間中に基本給の全部または一部が支給されているような場合でも、標準報酬月額を基に算定した該当給付の額の方が高くなり、その差額が支給される場合があります。

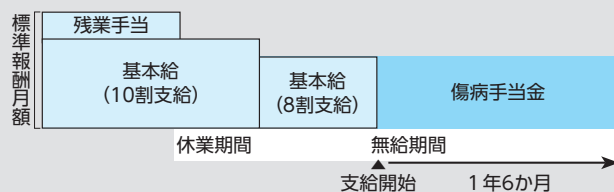
### 事例) 1 傷病手当金

イメージ図

ア・基本給等が支給されても、傷病手当金の一部が支給される場合



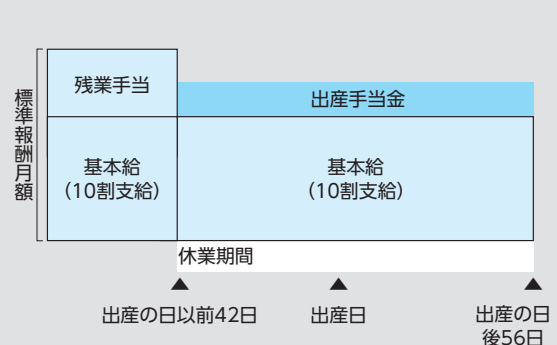
イ・基本給等との調整により、傷病手当金の支給がない場合



### 事例) 2 出産手当金

イメージ図

出産手当金の支給がある場合



お問い合わせ先 保険課 医療係 ☎ 083-925-6142

被扶養者の方にご確認ください

## 今年度の「特定健康診査」(特定健診)はもう受けましたか？

特定健診は、40歳～74歳までの全ての方が対象です。

被扶養者の方(共済組合の人間ドックを申し込まれた方を除く。)に対しては、6月に特定健診の受診券を送付しており、有効期限は平成29年3月末までとなっています。

1年に1度は受診されるように、被扶養者の方に受診の有無の確認をお願いします。

- 受診券を紛失された場合や、共済組合の人間ドックを申し込んだにもかかわらずキャンセルされた場合などは、受診券をお送りしますので共済組合にお問い合わせください。
- 11月下旬に、ご自宅あてに被扶養者の受診券のご利用について確認のお手紙を送付する予定です。



組合員・被扶養者の方へ

## 特定健康診査を受けた後は特定保健指導

～該当する方には、共済組合からご案内を送付します～

### 特定保健指導の基準

健康診断の結果、腹囲が85cm以上の男性・90cm以上の女性(ただし、腹囲が基準以下でもBMIが25以上あれば該当します。)、血糖・血圧・血中脂質に異常がある方が対象となります。

### 特定保健指導とは

#### 面接

専門家のアドバイスを  
受け、計画を立てます

#### 実行

計画に沿って生活習慣を  
改善します

#### 評価(6ヵ月後)

実行した成果を確認

特定保健指導の対象となった方は、生活習慣病を発症するリスク大!!

将来、心臓病や脳卒中、糖尿病などの重大な病気を発症する危険があります。  
健康寿命を延ばすためにも、生活習慣の改善が必要です。



お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎ 083-925-6142

# 貯金事業のご案内

平成28年9月末現在の『貯金現在残高通知書』を発行しました

この書類は、通帳に代わる大切な書類です。再発行はしませんので、大切に保管してください。

貯金現在残高通知書

年 月 日作成

の  
残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。

所属所名			
氏名	様		

税区分	の残高 円	=	の残高 円	+	① 引積立額 円	+	税込利息額 円	-	所得税額 円
-----	----------	---	----------	---	-------------	---	------------	---	-----------

決算日	利率 ②	税率(%)	非課税限度額 (万円)
-----	---------	-------	----------------

現在管理されているあなたの振込先は下記の通りです。

銀行名			
支店名			
預金種目	④	通番号	
名義人			

(所属所) (証番号)

お積立等明細					
日付	種別	金額(円)	日付	種別	金額(円)
③					

(注)今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

- ① 半期（平成28年4月1日～平成28年9月30日）の収支を、計算式により記載しています。
- ② 利率や税率など、利息計算に必要な情報を記載しています。
- ③ 半期の出入金の明細を記載しています。
- ④ 貯金の払戻し・解約金の送金口座です。

共済組合の給付金等振込口座ですので、変更の場合は、「氏名等変更申告書」を所属所の共済組合事務担当課にご提出ください。（共済貯金の送金先のための口座変更はできません）

## 冬のボーナスは共済貯金の「臨時積立」へ

年利  
**0.9%**  
(半年複利)

希望額をいつでも積立てできます。臨時積立専用「振込依頼書」にご記入の上、山口銀行の窓口でお手続きください。（振込手数料無料）

- 共済貯金未加入の方は、最初に加入申込書を提出してください。
- 臨時積立専用「振込依頼書」は所属所の共済組合事務担当課でお受け取りください。
- 積立額は、1万円単位です。
- 10万円以上の積立の場合は、山口銀行窓口で本人確認書類の提示を求められますので、あらかじめご用意ください。
- 臨時積立をされた方には、「臨時積立受領書」を積立のあった日の翌月中旬に、所属所を通じて送付します。



お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

# 貸付事業のお知らせ

## 12月の貸付申込締切日は、12月15日(共済組合必着)です

貸付規程により、例月は月末である貸付決定日が、12月に限り25日となっています。このため、申込書の提出期限が、12月15日(木)共済組合必着となります。

貸付けの申込みを検討されている方はご注意ください。(通常は20日共済組合必着です。)

## 住宅取得資金「年末残高等証明書」を発行します

平成18年1月から平成28年12月までの間に貸付けた住宅貸付で、償還期間が10年以上の貸付けについて「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を発行します。

住宅借入金等特別控除を受けるためにご利用ください。

- 平成18年1月から平成27年12月までに住宅貸付を借入れた方  
平成28年11月上旬に証明書を発行します。 → **年末調整用**
- 平成28年1月から平成28年12月までに住宅貸付を借入れた方  
平成29年1月中旬に証明書を発行します。 → **確定申告用**



※ 住宅借入金等特別控除を受けるための詳しい条件等については、税務署へお問い合わせください。

※ 繰上償還をしたことなどにより全償還期間が10年未満になった貸付けに対して、証明書は発行できません。

## 「だんしん」特約保証料等を12月中に徴収します

「だんしん」特約保証料及び債務返済支援保険保険料は12月の保険更新時に、1年分をまとめて徴収しています。よって、これらの保険にご加入の方の平成28年12月～平成29年11月分の特約保証料等を12月中に給与等から控除して徴収します。

## 貸付利率を据置きます

共済組合の貸付利率は、財務大臣が定める財政融資資金利率(10年もの)に連動して半年ごと(1月と7月)に見直す変動性となっています。

平成29年1月1日からの貸付利率は、基準となる財政融資資金利率(平成28年10月1日現在0.01%)が、最低利率区分の2.4%以下のままであったため、現行利率\*のままとります。

※普通・住宅・特別貸付 2.66%、災害貸付 2.22%、在宅介護対応住宅貸付 2.40%

お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

## 「遺族サポートプラン」退職後制度の概要について

退職後制度は、【個人扱】と【共済扱】の2種類があり、退職後も一定期間継続加入できます。

### 【個人扱】⇒引受保険会社の制度に加入

退職日まで「遺族サポートプラン」「長期継続保障」に加入されている方は、個人扱の退職後制度に加入することができます。(遺族サポートプランは、退職日直前まで継続して2年以上の加入が必要です)

### 【共済扱】⇒現職中同様、共済組合の制度として継続

退職日まで「遺族サポートロング」に加入されている方は、退職後も69歳まで同じ保障内容で継続することができます。

あわせて、「医療保障保険」「総合医療サポート」「先進型医療サポート」「重病克服支援プラン」もそのまま継続することができます。

※退職後制度の手続きについては、平成29年1~3月頃に「遺族サポートプラン」の推進員が各所属所へ訪問させていただく予定です。

## 退職後制度イメージ



(注)一時払退職後プランのうち、普通傷害保険【損害保険】の保険期間については、保険料の払い込みがあった月の翌月1日より10年間です。

※「長期療養サポート」および「ゆとり」は退職後継続加入ができません。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=平成29年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え、満40歳6ヵ月まで

※現職中の「長期継続保障」「遺族サポートロング」「医療保障保険」「総合医療サポート」「先進型医療サポート」「重病克服支援プラン」および「長期療養サポート」への加入は「遺族サポートプラン」の加入が必要です。

※一時払退職後プランは一時払退職後終身保険と普通傷害保険をセットしたものです。一時払退職後終身保険と普通傷害保険ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

※総合医療サポートは無配当医療保障保険(生命保険部分)と医療保険(損害保険部分)をセットしたものです。生命保険部分と損害保険部分ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

※制度内容等の詳細は、別途パンフレットをご参照ください。

※個人扱の退職後制度の詳細については、退職時に別途配付されるパンフレットをご参照ください。

MY-A-16-他-007040

MYG-A-16-LF-565

# インフルエンザ予防接種助成のご案内



組合員を対象に、インフルエンザの予防接種助成(接種者負担金額のうち1人1,000円を限度)を行っています。

## 請求方法

請求は、所属所ごとに取りまとめてから一括請求をしていただきます。各所属所の共済組合事務担当課からの指示に従って請求してください。

所属所の指示により、共済組合に届け出た給付金等振込口座に予防接種助成を送金することがあります。

共済組合の給付金等振込口座に変更がある場合は、手続きもれがないかご確認をお願いします。

(注)給付金等振込口座へ送金する場合には、送金通知を行いません。なお、通帳に記載される送金元は「キョウサイインフル」となりますので、記帳して確認してください。

請求をする際には、領収書(原本)が必要です。

予防接種の際には、次の必要な項目が記載された領収書(明細書)を受け取るようにお願いします。

## ＜必要項目＞

- 接種者氏名 ●接種日 ●金額 ●インフルエンザの接種であること

なお、ご提出いただいた領収書の返却はできませんのでご了承ください。

## 医療費の証明について

### ～確定申告の準備～

確定申告の際に医療費控除<sup>\*</sup>を受けるためには、「**医療機関が発行した領収書**」に加えて、共済組合から医療費に係る給付があった場合は「**医療に係る給付金額の証明書**」も必要となります。

この共済組合からの給付については、給付がある場合に配布している『短期給付決定通知書』または年2回配布している『医療費通知書』を証明書とすることができます。

『医療費通知書』については、2月に前年4月～前年9月診療分、8月に前年10月～当年3月診療分を送付しています。

個別に証明が必要な期間がある場合は、『療養給付費証明願』

を提出していただくことにより、該当期間に係る『医療費通知書』を発行します。なお、事務処理上、12月診療分までの証明が必要な場合は、送付が3月上旬になりますのでご了承ください。

- 様式は共済組合ホームページからダウンロードできます。

**※医療費控除とは?** 世帯全体で負担した年間医療費から給付金分を除いた金額が、100,000円を超えた場合等には、超えた金額を控除することができます。医療費控除の詳細については、税務署等にお問い合わせください。

療養給付費証明願

山口県市町村職員共済組合 願中

平成 年 月 日

記号・番号

氏名

1. 使用目的

2. 医療費給付金証明期間 (診療月から診療月のどちらか〇をつける)

平成 年 月 ~ 平成 年 月

(診療月・他療月)

3. 証明内容

本組合が発行する証明は、後年初において、医療費控除を受ける際に「支払った医療費を補填する金額」の算入となるの取扱いとする。支払医療費より控除された額となります。控除は給付金の発生となった診療のみを記載し、医療費追加加算を発行(ただし、給付が解除された医療費は控除対象外である)が、医療費控除証明書を発行していただきます。給付金の前払いはならぬ診療も併せて記載を希望される場合は、下記の項目に印をつけてください。

上記2の期間における、全診療の記載を希望します。

4. 日中の連絡先

注1. 組合員及び被扶養者の証明になります。  
注2. 証明書は、共済組合に登録されている住所に送付します。  
登録の住所を変更された方は、『氏名等変更申請書』を提出してください。  
注3. 記入例を参考に記入してください。  
注4. 12月診療分までの証明を希望された場合、診療報酬明細書等の事務処理の都合上、証明書の発行が月上旬以降になります。

お問い合わせ先 保険課 ☎ 083-925-6142

# お維新ちゃ

## やまぐち in 防長苑

### 番外編

今回、「お維新ちゃ!やまぐち」は、番外編です。7月29日(金)、山口県社会福祉会館において、翠山荘、セントコア山口及び防長苑が合同で社会福祉法人 山口県共同募金会と赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」に関する覚書を調印しました。

#### 合同覚書調印式記念写真 (左から)

- ・【防長苑】  
支配人 岩本 和明
- ・【山口県共同募金会】  
会長 清弘 和毅 様
- ・【翠山荘】  
支配人 大野 時夫 様
- ・【セントコア山口】  
支配人 伊藤 俊治 様



#### 事業概要

地方職員共済組合(翠山荘)・公立学校共済組合(セントコア山口)・市町村職員共済組合(防長苑)の3施設で協同して作製した竹割箸を、それぞれ運営するホテルのレストラン及び宴会で利用いただいた場合、1膳につき0.35円を赤い羽根共同募金を通じてやまぐちの福祉を良くする活動に寄付する企画を実施することとしました。

竹割箸は、美祢市農林開発株式会社(3セク)が美祢社会復帰促進センター(日本初のPFI方式を活用して運営される官民協同の刑務所)と協同し、山口県美祢市の竹林から伐採された竹を使用して、薬品などを使わず自然のまま仕上げられています。

また、竹割箸を入れる箸袋は、今まで3施設共に自施設の名称を入れたものを使用していましたが、山口県(やまぐち幕末ISHIN祭プロジェクト推進委員会)が行う観光キャンペーン「やまぐち幕末ISHIN祭」のロゴに統一し、観光PRの一助を目指しました。さらに、箸袋の印刷等は、障がい者施設に依頼しており、障害者の仕事が少なく、給料(工賃)も少ないという社会課題への対策にもなっています。



## やまぐち幕末ISHIN祭・PRサポーター認定証の交付



山口県観光スポーツ文化部  
観光プロジェクト推進室  
室長 三浦 健治 様(左)

9月2日(金)防長苑において、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会より「やまぐち幕末ISHIN祭・PRサポーター認定証」を交付いただきました。

今回はやまぐち幕末ISHIN祭の公式ロゴ及びキャラクターを使用した箸袋で、キャンペーンの情報発信を行うとして認定されたものです。

今後も、僅かではありますが、観光施策の支援を行っていきたく思いますので、お気軽にお問い合わせください。

こちらのお料理は11月～12月の間、実際に防長苑でお出ししています!

防長苑

検索

新着情報のれすとらん旬花をポチッとしてみよう

今回は過去のお雑新ちゃ料理のリバイバルです。  
美祢市のごぼうをご堪能ください(\*´▽`\*)ノ



▲美東ごぼうの甘酢炒め ランチバイキング



▲美東ごぼうと長州どりのホワイトカレー

平日フェア



▲美東ごぼうのポタージュ ランチバイキング



▲美東ごぼうのビスコッティ 平日フェア

お問い合わせ先 竹割箸及び料理に関すること  
企画に関すること

防長苑  
共済組合 福祉課 施設係

☎083-922-3555

☎083-925-6551

# 宿泊利用助成券に関するお知らせ

以下の施設のご利用をお考えの際には、営業日にご注意ください。

平成28年11月1日 リニューアルオープン

国民宿舎 大城 (下松市)

平成29年1月31日 営業終了

ホープスターとっとり (鳥取県鳥取市)

弓ヶ浜荘 (鳥取県米子市)



## お詫びと訂正

9・10月号 (No.293) の18ページに掲載しました「厚生年金保険給付に係る保険料率の引き上げ」に関する記事に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。

### 【誤】

(参考) 厚生年金保険に係る保険料率【本人員負担分】 (単位: ‰)

改定時期	平成28年8月まで	平成28年9月まで	平成29年9月まで	平成30年9月まで
組合員保険料率	86.39	88.16	89.93	91.5

### 【正】

(参考) 厚生年金保険に係る保険料率【本人員負担分】 (単位: ‰)

改定時期	平成28年8月まで	平成28年9月から	平成29年9月から	平成30年9月から
組合員保険料率	86.39	88.16	89.93	91.5

## 共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	11月15日(火)	11月30日(水)
	11月30日(水)	12月15日(木)
	12月15日(木)	12月30日(金)
	12月30日(金)	1月13日(金)
解約	11月10日(木)	11月30日(水)
	12月9日(金)	12月30日(金)

### 共済組合の行事(11・12月)

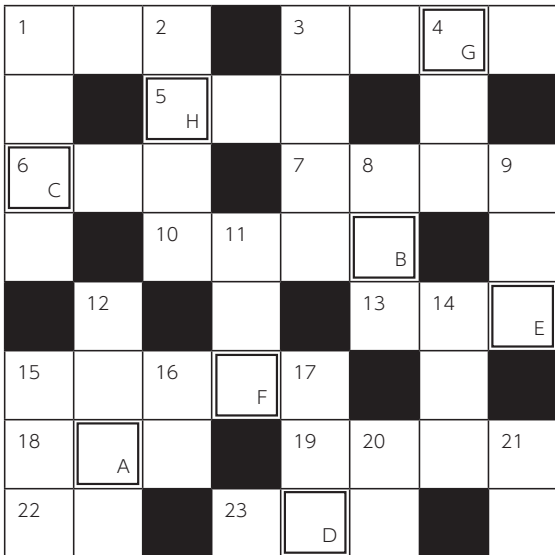
●組合会議員選挙 11月9日(水)・18日(金)・24日(木)

防長苑の イベント (11・12月)	●忘年会プラン 11月1日(火)～12月30日(金)
	●Xmasケーキデコレーション体験 12月23日(金)～25日(日)
	●クリスマスバイキング 12月24日(土)、25日(日)



# クロスワード 頭の 体操!! パズル

正解者の中から抽選で**10名様に**  
図書カード**1,000円分**を差し上げます。  
クロスが解けたらA~Hを順に並べてください



《前回の答え》  
コウウシーズン  
「クロスワードパズル」  
プレゼント当選者発表

応募総数 137通  
正解 135通

抽選により当選者を決定しました。  
当選者には11月中旬までに賞品  
をお送りします。お楽しみに!

※ 当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

## 応募方法

ハガキまたはFAXに右記のとおりご記入のうえ、ご応募ください。(1人1通まで)

## 応募先

〒753-8529  
山口県山口市大手町9-11  
山口県市町村職員共済組合 総務課 企画係  
FAX 083-921-1228

## 締め切り

12/1(木)必着

- 答え  
○○○○○○○○
- 住所
- 電話番号
- 組合員名
- 応募者名(続柄)
- 所属所名
- 組合員証記号番号
- 共済事業に対する  
ご意見・ご感想

※お寄せいただいたご意見等については今後の共済事業運営の参考とさせていただきます。

## ヒントのカギ

- 1 本能寺の変の首謀者と言われています。○○○光秀。
- 3 砂漠の中で、水が湧き、樹木の生えている所。
- 5 旧日本海軍の世界最大の戦艦。
- 6 近代彫刻の父といわれる有名なフランスの彫刻家。
- 7 英語で言うとsometimes。
- 10 ○○○○日本一の湖は秋田県の田沢湖です。
- 13 物事を知り尽くしている人にそのことを説く愚かさのたとえ。○○○に説法。
- 15 電気を取るための差し込み口。
- 18 卵を落とし入れた料理。○○○うどん・○○○とろろ。
- 19 「白」を英語で言うと?
- 22 直感的に察する力があること。○○が働く。
- 23 ちりやごみなどをはく掃除道具。

## タテのカギ

- 1 熱を伝えてシワを伸ばします。
- 2 物事をするのによい機会。
- 3 去年の前年です。
- 4 空気中に含まれている水蒸気の割合。
- 8 ある行為を行わないように命令すること。ある行為行動を許すこと。
- 9 幕末から明治にかけての改革。明治○○○。
- 11 江戸幕府が繁栄を築く要因となった制度。○○○○交代。
- 12 食用として栽培される草本植物の総称です。日本は「君が代」です。○○○プロ・○○○ダブル・○○○ロング。
- 14 食うとして栽培される草本植物の総称です。○○○○交代。
- 17 20 21 守りが弱いさま。○○が甘い。ハリスズミノウエなどにあります。

## 編集後記

先日部屋の模様替えをしたのですが、思いのほかきれいになって、良い気分になりました。もうじき年末ということもあり、この勢いで、今年こそは毎年さぼっている大掃除に挑戦してみよう!と、今は思っています。この情熱が12月まで続きますように…(M・H)

人間ドックの受診時に体調が良くて、いい結果が出ると思っていても、何かしらの数値に悪い結果が出てしまう年頃になってしまいました。そんな中、町内の運動会に出場しないといけなくなってしまう、大変不安ですが、いい機会と思って、それにむけてできる範囲で体づくりを始めてみようかと思っています。(T・M)

## 組合の状況

平成28年10月3日現在



組合員/男  
10,326人



組合員/女  
5,533人



組合員/合計  
15,859人



任意継続組合員  
200人



被扶養者/男  
6,612人



被扶養者/女  
10,724人



被扶養者/合計  
17,336人

山口県市町村職員共済組合

〒753-0072(個別番号〒753-8529)山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 FAX/083-921-1228  
TEL/083-925-6141(総務課) 083-925-6142(保険課) 083-925-6550(年金課) 083-925-6551(福祉課)  
●発行日/平成28年11月1日 ●発行人/平井 信治郎 URL <http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>

平成28年  
11月1日~12月30日  
忘年会

# 「2016 忘年会プラン」

## 旬のぜいたく 防長苑のふく料理

ご宿泊プラン 1泊2食お一人様料金

- ふくを満喫「ふくフルコース」..... **18,000**円
- 部屋食で堪能「ふく会席」..... **13,000**円
- 食事処でお手軽に「ふく御膳」..... **8,400**円

- 和・洋の技で華やかに.....  
**和洋会席料理** 5,000円より
- パーティースタイルでなごやかに.....  
**パーティー料理** 4,000円より
- 冬の味覚でさらびやかに.....  
**ふく料理** 8,000円より
- 鍋を囲んでにぎやかに.....  
**鍋会席料理** 4,000円より

### ◆ふくさしふくちりセット◆



- 3~4人前のふくさしふくあら入り
- 5日前までにご予約ください (クール便、宅配料別15,000円)

### ◆おせち◆

特製二段重(3~4人前)

**15,000**円

12月26日までに  
ご予約ください。

受け渡し日:

12月31日  
12:00~19:00

受付にてお渡しいたします。



写真はイメージです。

### ◆クリスマス◆

#### Xmasケーキデコレーション体験

12月23・24・25日(1日2回計6回 各30組)  
1回目11:00~/2回目14:00~  
苺デコレーションケーキ 1個 2,000円

#### Xmasチキン&オードブル

お渡し日:12月23・24・25日  
受付にてお渡しいたします。

- Xmasチキン(1.2kg) 2,500円
- Xmasオードブル 3,000円

12月22日までにご予約ください。

#### クリスマスバイキング

12月24・25日 18:00~20:45  
大人3,000円/中学生1,500円  
小学生1,000円/幼児500円  
(飲物別)



◎ 勤続25周年祝・結婚祝の防長苑優待助成券、平成28年度防長苑割引券がご利用いただけます。

協賛：ライフ山口

団体保険制度のお問い合わせは、有限会社ライフ山口へ  
フリーダイヤル 0120-170-215 (担当 さるがみ) FAX 083-925-2161

### 防長苑オリジナルスイーツ&ドレッシングのご案内

お土産にもどうぞ



安納芋のスイートポテト...1,500円

芋の甘みがたっぷり詰まったしつとり濃厚スイーツ  
(売り切れの場合、次回収穫までお待ちください)



純はちみつなめらかプリン...230円

生きた「純はちみつ」だけを甘みに使ったプリンです

苺のドレッシング...756円

苺の果実をぜいたくに詰め込みました



やまぐち湯田温泉

**防長苑**

ご予約・お問い合わせ

**083-922-3555**

www.bochoen.jp 山口市熊野町4-29

facebook 「やまぐち湯田温泉防長苑」  
<http://www.facebook.com/bochoen>

twitter 「料理長のつぶやき」  
<http://www.twitter.com/Bochoen>